

土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採

1 河川の名称	<div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 級河川 水系 川 </div>
2 行為の目的	
3 行為の場所及び行為に係る土地の面積	
4 行為の内容	
5 行為の方法	
6 行為の期間	<div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで </div>

備 考

- 1 「土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採」の箇所には、該当するものに○を付けること。
- 2 「行為の内容」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 土地の形状を変更する行為にあっては、掘削、盛土、切土その他の行為の種類及び掘削又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。
 - (2) 竹木の栽植又は伐採にあっては、竹木の種類及び数量を記載すること。
- 3 「行為の方法」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 機会を使用して土地の形状を変更する場合にあっては、その機械の種類、能力及び数を記載すること。
 - (2) 行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。
- 4 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

添付図書

- 1 土地の掘削等に係る事業の計画の概要を記載した図書
- 2 縮尺5万分の1程度の位置図
- 3 土地の掘削等に係る土地の実測平面図
- 4 土地の形状を変更する行為にあつては、当該行為に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該行為に係る計画地盤面を記載したもの
- 5 土地の掘削等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書
- 6 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において土地の掘削等を行う場合にあつては、当該土地の掘削等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
- 7 土地の掘削等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 8 その他参考となるべき事項を記載した図書

<記載要領>

- 1 「(土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採)」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 2 河川の名称
水系名、河川名を記載すること。
- 3 行為の目的
「土石採取のため」「排水路の開削のため」等具体的に記入すること。
- 4 行為の場所
 - (1) 両岸にまたがる場合
右岸 京都府○郡○町○大字○番地先 (○. ○ K m)
左岸 京都府△郡△町△番地及び同番地先 (○. ○ K m)
 - (2) 片岸だけの場合
京都府○市○番地先 (右岸○. ○ K m)
※距離は、河川現況台帳平面図により図上で計測すること。
 - (3) 土地の面積は、m²を単位とし、原則として三斜法により小数点以下3位まで計算すること。
合計面積は小数点以下3位を四捨五入の上記載すること。
- 5 行為の内容
 - (1) 土地の形状を変更する行為にあつては、掘さく、盛土、切土等行為の種類及び掘さく又は切土の深さ、盛土の高さ及び量を記載すること。
 - (2) 竹木の栽植又は伐採にあつては、竹木の種類及び数量を記載すること。
- 6 行為の方法
 - (1) 機械を使用して土地の形状を変更する場合にあつては、その機械の種類、能力及び台数を記載すること。
 - (2) 申請に係る行為に関して土石等の搬出を伴う場合にあつては、搬出又は搬入の方法及びその経路を付記すること。
- 7 変更許可申請
変更しない事項についても記載し、かつ変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること